越川市政だより

第二十七号

自立促進 貯蓄運動

一日十圓は貯蓄へ。
むだを省き物を大切に。

住民登録 施行一周年

7月1日より7日
届出勵行週間
届出を勵行しましょう

市民税 第一期は今月末

納税義務者

（市民税を納めなければならない人）

①賦課期日（昭和二十八年一月一日）現在市内に住所を有する個人。

②市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者。

③市内に事務所又は事業所を有する法人。

④市内に事務所を有する法人でない社団、又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの。

非課税の個人

（市民税を納めなくてもよい個人）

①昭和二十七年中に所得の全然なかつた者。

②生活保護法の規定による生活扶助を受けている者。

③不具者、未成年者、六十五歳以上の者、又は寡婦（昭和二十七年中において十万円をこえる所得を有した場合、及び事業所得者にして家族中に家業専従者を有する場合を除く）

「註」寡婦とは女子で離婚し若しくはその配偶者が死亡した後婚姻をしていない者、又は妻で夫の生死が明らかでないもののうち扶養親族を有する者をいう

均等割のみの非課税

（均等割のみを納めなくてもよい人）

夫が均等割の納税義務を負う場合は、その同居の妻には均等割は課税されません。

市民税額算定の基礎

一、個人の場合

次の①（均等割）及び②（所得割）の合計額が市民税額であります。

①均等割　五百円

◎均等割の軽減

均等割を軽減される者及びその軽減される額は次の通りであります。

（イ）均等割を納付する義務がある扶養親族一人につき百円

（ロ）扶養親族二人以上有するものは一人については五〇円とし、これによつて計算した額が二百円をこえる場合は二百円とする

（ハ）家業専従者で所得税法第十一条の二によつて所得がないものとみなされる者百円

（前項の掲げるものを除く）

（ニ）法人又は之に準ずるもの寄宿舎等に住所を有するもの　百円

「註」扶養親族とは納税義務者と生計を一にする配偶者、その他の親族でその総所得金額が一万五千円以下である者をいいます。

②所得割

（イ）課税標準

昭和二十七年中の総所得金額から基礎控除五万円を差引いた金額即ち課税総所得金額を課税標準とします。

「註」勤労所得に係る総所得金額は総収入金額から一五％（最高三万円）の勤労控除をした金額をいいます。即ち総収金額から勤労控除額及び基礎控除額を差引いた金額が勤労所得に係る課税所得金額であります。

（ロ）税率

課税総所得金額を別掲の各級に区分して還次に各税率を適用します。

八万円以下の金額	百分の三・六	
八万円を超える金額	百分の四・五	
十二万円 〃	百分の五・四	
二十万円 〃	百分の六・二	
三十万円 〃	百分の七・二	
五十万円 〃	百分の八・一	
百万円 〃	百分の九・〇	
二百万円 〃	百分の十	

◎所得割の軽減

扶養親族を有する者に対して課税する所得割額は、右の税率により算定した額から扶養親族一人につき五百円を控除します。

二、法人の場合

①均等割　一、八〇〇円

②法人税割　法人税額の百分の十二・五

◇納期

普通徴収の方法によつて徴収する市民税の納期限は次の通りであります。

第一期　六月三十日限

第二期　八月三十一日限

第三期　十月三十一日限

第四期　翌年一月三十一日限

但し、法人の均等割及び均等割のみを納付する個人の均等割は第一期にその総額を徴収します

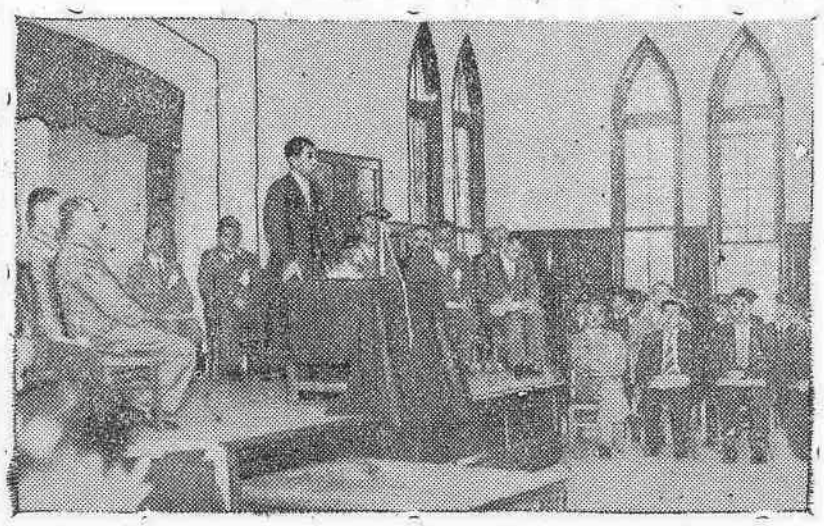

【寫眞説明】

六月八日県立川越高校で第二回埼玉県児生保護大会が開かれました大会は高松宮さまを御迎えして集まるもの一千余名、小雨けむる中に盛況を極めました。高松宮さまは午後市役所に於て伊藤市長から市政の概況聴取の上市内の北川木工所、害多院、少年刑務所、就実園、第二保育所、片山、太原福祉農場見学作所等を細如察に充りました。

市役所執務時間變更

期間　執務時間　休憩時間　備考

自六月一日至九月三十日　自午前八時至午後四時四十五分　自十一時四十五分至十二時四十五分

自十月一日至五月三十一日　自午前八時三十分至午後五時十五分　〃

但し土曜日は自午前八時三十分至午後十二時三十分

尚、六月一日から市役所の執務時間が次の通り変りました

被保険者の皆様へ

入院並びに療養担当者外（診療協定のしていない市外の医師）の診療を受けるときは本市国民健康保険条例及び同給付条例に基いて必ず市役所へ承認申請の手続きをして下さい。尚入院の場合は市内の協定医及び市外の協定外医を問わず入院承認申請の手続をしていただくことになつております、入院承認の期間は一応限度六月としておりますが長期疾患にしてその限度によりがたい場合は承認期間満了と同時に再申請をして下さい。本市の承認のない入院及び担当者外医療については給付の対象となりませんから特に御注意下さい。また本年四月三十日以前に入院申請をなし市の承認を受けて現在入院中の患者の方も事務上必要がありますのでこの際あらためて右手続きをして下さい。入院承認申請書又は療養担当者外承認申請書は何れも市役所保険課に用紙が用意してあります。尚御不明の点は保険課給付係へ御問合せ下さい。

終りに被保険者の樹模を初め全市民並に療養担当医の方々及びあらゆる関係者の協力を得て本市国民健康保険もいよいよ充実しつつあります。

御協力により真に「皆様の国民健康保険」としてよりよい国保育成に御尽力下さる様切に御願いします。

○健康で明るい家庭は国保から

○国保こそころばぬ先の力杖

○国保払つて明るい生活

診療所レントゲン設備擴充について

大工町にあります川越市国保直営診療所に於ては結核治療の一環として従来レントゲンの透視診断をいたしておりましたが今回更にこれを拡充して間接並に直接撮影まで出来るよう新たに機械を購入し六月中旬より開始することになりました。そして一般市民市様の健康福祉の増進に力をいたしたいと存じます故折角御利用下さいますよう御間接撮影については諸当り学校会社工場等の集団検診を主として行う予定です、如何なる病気も早期治療の大切な事は申すまでもありませんが特に結核の治療については一日その治療の手がおくれれば一ケ月、一ケ月遅れれば一ケ年とその全快がおくれるとされ示われております程早期診療が大切であります、レントゲン診断により早期発見と共に早期治療に努め

市民の聲

全国的に道路舗装事業が行われて居る現在、川越市の交通について一言進言させて頂きます、長年川越市に住み各方面へ車で出掛る私は現在の当市における道路配置に不自由を感じて参りましたのでこの不自由な交通を如何にしたならば少しでも解決されるかを感知ながら、考えて参りましたが川越市に是非舗設して頂きたい道路を見つけ出しましたので、ここに投書させて頂きます

即ち当市より至桶川、至松山、至坂戸、至秩父、至鶴岡、飯能の各道路を連結する道路であります、この連結道路によつて（現在松山県道の車の交通量だけでも一日五百台を下らない）

一、川越市の中心道路の交通量を減じ危険減少（今までは各方面より来る車はすべて当市のせまい中心道路を通らねば他方面へぬけられず時間的にもマイナスである）

一、各駅への交通の不自由な北西部地区では当道路は市駅への直通道路となるため利用価値は大きい

一、川越市の理想道路で当市一周道路のそく進

一、失業対策事業としては最適と思います

一、失業対策事業としては最適と思います

以上二、三上げました次第ですが他にも色々利用価値は大きいと存じます、では一日も早く起工、完成を御待ち致す次第です

投書に對する回答

（土木課）

市内北部道路新設について御鞭撻なる投書をいただきましたので左に回答致します

一、御投書の道路について市に於ては已に都市計画道路として御指摘の線と殆んど同一線を北部から西部塚町迄八米道路を計画して居ります。

尚今回発足しました川越市北部発展期成同盟会に於てもこれを取り上げ一日も速かに実現する様協力することになつて居ります是非一度御足労ですが色々の計画がありますから土木課に御光来下さい

寄留謄、抄本證明書等の交付は六月末日まで

昭和二十七年七月一日付にて寄留法は廃止になり、かわつて住民登録法が出来ましたが、寄留簿の閲覧及び謄本、抄本証明書については、昭和二十八年六月末日まで有効になつておりますが、市民の皆さんで、寄留の謄、抄本証明書の必要があると思われる方は六月末日までに必ず「市役所戸籍課」に申込れるようお願いします、本年七月一日以降は、法により廃止になりますので、発行は致しません

進駐軍の自動車による被害者に対し見舞金の支拂に就て

見舞金の手続は事故発生の日より満一カ年ですが、被害を受けても手続のしかたを知らないために手続をしない者があるので、今回時効になつた事故を取扱います、進駐の日より昭和二十七年五月三十日に被害を受けた者で未だ手続をしない者は六月十八日までに当市民生課へ御相談に来て下さい、期日がおくれると今後は手続が出来ません

新助役發令

六月一日付

水らく空席であつた助役が五月二十八日の臨時市議会で同意を得ました。

県の東京事務所勧業課長荒井益美氏で、六月一日付で川越市助役の辞令が出ました。

同氏は今年四十八歳、京都帝大の出身で、漸く躍進期に入つた川越市として、今後同氏の力量手腕にまつもの多々あり、その活躍に期待されて居ります。

御挨拶

川越市助役　荒井益美

私は今度図らずも、伊藤市長を始め上司先輩の方々の非常なる御勧奨により、川越市の助役を御引受けすることに致しました

市長さんは態々臨時市議会を召集し、議会にお諮り下さいました処、有難いことですが市議会議員全員の御同意が得られまして、六月一日付を以つて発令となり、川越市の助役に就任致しました

私の私淑する市長さんの下に、助役を勤めさせて頂きますことは私の最も光栄であり感謝肝銘致して居るところであります

自らを省みますのに、浅学非才にして市政に対する何等の経験もなく、勿論助役の器でもありませんので負荷の大任を全うし得るや否や日夜心配致して居るものであります

然しながら一度御引受致しました以上市長さん始め所員一同の御高敎、御べん撻と市議会議員各位を始め全市民の皆さまの御理解並びに御後援御協力を御願い致し私としては至誠を以つて事に当り市長公約の線に沿つて市民全体に対する奉仕者として当市の発展のため微力をささげよき女房役として勤めますよう神かけて御祈り致すものであります

以上簡単でありますが紙上を通し全市民の皆様への御挨拶と致します

新助役略歴

明治三十七年七月二十五日生

昭和七年	京都帝大農学部卒業
同　年	農林省に入り、農村経済更正並産業組合に関する事務嘱託
昭和十年	農林属
昭和十二年	農林主事
同　年	埼玉県農林主事
昭和十九年	埼玉県入間地方事務所勤務
昭和二十年	秩父地方事務所長
昭和二十一年	埼葛地方事務所長
同　年	入間地方事務所長
昭和二十三年	農林部農業協同組合課長
昭和二十五年	知事室企画委員会事務局局長代理
昭和二十六年	埼玉県東京物産斡旋所長
昭和二十八年	埼玉県東京事務所物産斡旋部長

恐ろしい赤痢

感染と豫防

傳染病の脅威

赤痢菌だけは今以て健在で年々増加の傾向があり赤痢の正体も足どりも解つているのになぜ防げないのか。これは国民の一人ひとりの食生活の衛生的改善と一般の知識水準の向上で…他人にうつさず、自分もかからぬ…という個人衛生が守られる外にはありません。

終戦後一時減じていた赤痢は、二十五年?よりまた著しい流行を見ているが、特に六月から急激な発生が予想されるので、今から予防についての注意をしなければならない。

伝染病も、強力な新薬が次々と発見され、また国をあげての防遏陣のまえに、次第に打ちのめされていますが、職場や社宅や寮アパートなど、集団生活を営む人々は十分「赤痢」の正体を認識してお互いのために赤痢のぼく滅に努力することが必要です。

◇赤痢の正体と発病

赤痢には細菌性赤痢とアメーバ赤痢とあります。

◇オトナの赤痢

1、「さむけ」がして、だるくなり発熱してくる。熱は三七―三八度位。

2、数時間の中にお腹が気持ち悪くなつて、吐気やおう吐ついで下痢がはじまつてくる。

3、下痢がはじまると、仙痛様の腹痛がおきてきて、それがだんだん強くなつてくるとともに下痢、つぎにピカピカした粘液がはじまり、一―二日の後には血液がまじつてくる。腹しぶりがはげしく、用便後また直ぐ便意を、催してくる。

◇コドモの赤痢

赤痢は二―六歳位の子供にひどいように多く、急激な病気で一両日のうちに死亡します。

1、いままで元気で遊んでいた子供が、急に元気がなくなり、「グツタリ」してきます。

2、顔色が蒼白く、手足が冷いのに、熱が急に高くなり、三八―四〇度にも昇つてくる。

3、そして数時間の間にはき気やおう吐があり、意識がボンヤリしてやがてうわ言を言つたり「ひきつけ」等が起きたりする。

4、便は初め軟便が二―三回あつて、不消化便ですが、次第に水様便となり、やがて粘液をまじえクサミの甚しい緑色便をみるようになつてくる。

◇感染経路

赤痢菌が患者や保菌者の便とともに外に出てから、人の口に侵入する経路はいろいろありますが、最後は食品または飲料水の中に入つて、人の口に侵入します。

1、ハエは輸送機　ネズミは輸送車

ハエは便所や下水のばい菌を手足につけて食べ物を汚します。ネズミも又、赤痢菌を運ぶ役目をします。便所や下水のなかに出入してばい菌が身体につけて、炊事場を汚したり、直接食品を汚します。

2、共同井戸による集団発生は非常に多い

工場の炊事場をネズミが汚して、赤痢の集団発生を起した例もあります。

日本の井戸は開放になつているので、上から人の手等から汚水が入つたり、又側壁が粗雑で周囲から汚水が侵入するものが多い。また近くに便所があれば、便所の汚水が侵透しているような場合があります、こんな井戸を共用していると集団発生の原因となることは当然なわけです。

豫防

一、家庭の調理を衛生的にすること。

まず材料の購入は衛生的な店から買うことが必要です

調理する時は主婦はまず手をきれいに洗うこと、きたないものを扱つた手できれいなものを汚さないようにする、特にそのまま食べるものには注意が必要

ほう丁、まな板も清潔、不潔の扱いを区別すること。

出来上つた食品はハエ等がとまらぬようにすること。

使用水に注意すること。

市議会ニュース

定例市議会は六月ですが新助役選任その他につき附議するため五月二十八日臨時市議会が開催されました。

この日午前十一時より議員協議会ついで運営委員会が開かれ、午後一時四十分本会議が開会されました。

一般質問について次の諸議案を審議可決して午後四時散会いたしました。

可決を見た諸議案は次の通です。

◇助役選任につき同意を求める件

永らく欠員であつた助役に浦和市常務町八丁目六番地荒井益美氏を選任につき市議会の同意を求めるための議案で満場一致可決を見ました。

◇不動産売買契約専決処分につき承認を求める件

脇田町更生寮火災の罹災世帯を至急収容するために市では横河電気製作所の松江寮を買収いたしました。この契約は八千八万四千百円で「予定価額五十万円以上のもので議会の同意を要するもの」として議会に附議すべきものでしたが急を要したため市長が専決処分をし、事後承認を市議会に求めたものです。

◇追加更生予算専決処分につき承認を求める件

厚生寮火災の際の人夫賃、罹災者賄料、自動車借上料等の追加十万円、松江寮敷地借上料一万五千円修繕費四十五万円、松江寮購入費八十八万四千円、衆議院議員選挙の経費六十五万五千円等の追加を中心とした総額百四十五万円の追加で、この財源は雑収入二百二十四万円、衆議院議員選挙の国庫補助金が三十万円であります。

ころばぬ先の杖

国民健康保険課

病気や怪我をしてからでは間に合いません市の国民健康保険に未加入の方はすぐ加入の手続をして下さい、市民の方は誰でも（健保共済等加入者を除く）加入して戴くことになつて居ります

生涯の記録を

母子手帳の改正

妊産婦や乳幼児の健康を護るための母子手帳は、社会状勢の変化や関係行政事務の改廃、母子衛生施策の進展等に伴い、逐次改正されてきましたが、こんど更に（昭和二十八年厚生省告示第九号により）

一、妊娠、出産及び育児に関する指導記事や健康記録欄の充実をはかり

二、新たに予防接種に関する記録欄を設け

三、歯科保健指導についての記事や記録欄の充実をはかる、

等名実ともに妊産婦乳幼児の健康手帳としての内容を豊えたのであります。

しかしいかに立派な母子手帳ができても、妊娠されたお母さん方が速かに役場へ届出られてこの母子手帳の交付を受け利用して下さらなければ何の役にもたちません新しい母子手帳は七月一日から皆さんに交付される予定です。そして赤ちゃんがお腹の中にいる頃から就学までの健康上のことが記録されることになるので、お母さんにとつても赤ちゃんにしても一生涯忘れ得ぬ貴重なものとなりましょう。また方が一病気にかかつたとしても、ふだんの健康状態がはつきり判つて早く処置できることになるのです。母子手帳を活用して健康で楽しい家庭、そして明るい社会を建設しましょう。

市民の健康増進運動

六月二十日から

六月二十日から二十六日まで市民健康増進運動が実施されます。

右期間中標語、幻灯等で衛生思想の普及に努めるはずですが、幻灯会開催御希望の向は川越中央公民館に御連絡下さい。

なお右の外次の通り市民の健康相談に応じます。

健康相談の案内

国民健康保険課

川越市診療所

市内大工町電話三四三番

一、乳幼児健康相談　毎月第一、第三火曜日（午後一時より午後四時まで）

二、寝装相談　毎月　第四水曜日（午前十時より午後四時まで）

三、保健婦の家庭訪問　市内の寝装家庭を巡回して衛生指導に当つております、御利用下さい

四、母親学級　六月十一、十八、二十五日、七月二日

川越保健所

市内　菅原町

電話三八〇、一〇三六

一、一般の健康相談日（結核の相談日　毎週月・水・金曜日（午前十時より正午まで）

二、妊産婦の健康相談日　毎週月・金曜日（午後一時より同四時まで）

三、乳幼児の健康相談日　毎週土曜日午前中

四、性病の診断及治療　毎週月・金曜日（午後一時より同四時まで）

五、歯科健康診断　毎週月・水・金曜日（午前十時より　正午まで）

六、肢体不自由児の療育指導　毎月第一、第二水曜日（午後一時より同四時まで）

七、食品、水、細菌等の試験検査　毎日

八、その他　栄養指導、保健婦の家庭訪問、伝染病予防、狂犬病予防、受たい調節指導、寄生虫精神病、トラホーム、らいの予防　毎日

その他市の公民館では次の通り「市民健康増進運動座談会」を開催の予定です

六月十八日後七時半新田町公民館

廿　日後七時半　野田町公民館

廿一日後七時半三久保町公民館

廿一日後七時半　脇田町公民館

廿四日後七時半　高沢町公民館

廿四日後八時　菅原町公民館

廿四日後七時半　中原町公民館

日常生活と法律

人権擁護委員　松倉秋之助

一、生き甲斐

産声を聞くや「かたわで　はないか」と母親は案ずる。父親は出来る限りの技能を身に付けさせようと懸命である。

かくて身も心も健かに成長し社会福祉のため貢献出来るようになるのに」と地太ン駄踏んで泣き叫んだ。

二、法律無用

母親から受ける感化は大きい。後の世までその功績を讃えられる人々は皆この母の行き届いたしつけに因る。

法律は社会福祉のために奉仕することを命じ、他人に迷惑になることを禁じ、その命令に従わない者その禁令を犯す者に制裁を加え、刑罰を科して替い行をするように強制する、従つて自ら慎んで他人に迷惑をかけず、進んで、社会福祉に奉仕するものに法律の必要はない。

三、今の世の中

戦争で荒らされた家庭では行届いたしつけは望めない、学校の教育にも不備がある、止むを得ず法律の力によつて、行為の限界をハツキリ示さなくてはならないのである

例一、井戸掘りを始めたら、近所から苦情を持ち込んで来た「おれの屋敷内ですることに、余計なお世話だ」とはねつけた、執行吏が来て「その井戸掘り暫く待つた」という、法律事務所へ「どうしてよいか」聞きに行つた「境界線から六尺以上離さなくてはいけない」（民報第二三七条）ということである

例二、「長男にだけ耕地を譲りたいが」との問に「長男も次男も三男も、男の子、女の子も同じ割合で相続することになつている（民法第八八七条）然し他の相続をほう棄すれば、長男が一人で相続する事が出来る（民法第九三九条）又贈与や遺贈によつて半分までは長男にやることも出来る（民法第九六四条、第一〇二八条、第一〇三〇条）」という

附、巣鴨に八一九名の戦犯者がいる、戦争犯罪人にされた為に婚約を解消された者離婚された者合せて六九名、その家族というだけのことで、結婚を拒まれた者一二名就職をことわられた者三三名、その他社会的迫害を受けた者五六名こういうことから発狂した者一六名、自殺を計つた者一二名、留守家族の生活はといえば極度に困窮しているもの一七五世帯どうにかやつているもの三一八世帯、危機線上にあるもの二〇二世帯、心配ないものはわつかに一九世帯だけである

この受刑者はかつては軍人であり軍属であり、至上命令により、忠実に軍務を遂行した者である。

この人々に対する刑期は五年以下一七三名、二十年以下二一四名、三十年以下一一六名三十一年以上三四名、無期二四九名。俞家を出た時からでは、五年以上二八七名、十年〃〃三〇七名、十五年〃〃六四名、二十年〃〃六名。

そしてこの長い年月の間に、その留守家庭では、父母の死亡一八六名、妻子の死亡三九名、その他の親族の死亡二七〇名。

講和恩赦も立太子恩赦も、この人々には何らの恩典も与えない。

吾々はこの戦争犠牲者を一日も早く家庭に帰さなくては相すまない

口こう衛生強調運動

口は健康の門です。

歯は衛生の第一歩です。

戦争中甘いものが不足したため一般に歯の病気が非常に減少しましたが、最近食生活が殆んど戦前並に復活しますと、これにつれてまた歯の悪い人が増加して来ました

歯が悪いとひいて胃腸を弱め、健康に大きな障害をひき起します。

歯の病気には早期治療が何より大切です。歯を大切にいたしましよう。

川越圖書館新着圖書案内

四月中における川越圖書館の新着書のうち主要なものを御案内申上げます。

ものしり事典（第四巻）　日置昌一　河出書房
時事経済の知識　広岡知男　朝日新聞社
弁護（四）　宮田常雄　講談社
両辺倒　内山完造　乾元社
死者はいつまでも若い（上）　ゼーガース　白水社
幾方風土記（第三巻）　関東篤　平凡社
青色革命　石川達三　新潮社
混血児の母　沢田美喜　毎日新聞社
夏のきもの読本　スタイル社
ジャン・クリストフ（六）　ロマン・ロラン　みすず書房
基地の子　滑水幾太郎　光文社
中国人は中国を征服するいのちの歌　ストロング　筑摩書房
説話物新釈　大江満雄編　三一書房
あらゆる契約書の書方と実例　山岸徳平　金子書房
物理計算問題の解き方　渡辺彰平　大同出版社
スミス国富論説　福本喜繁　旺文社
花咲く乙女たち　高島辨哉　春秋社
数と図形の話　ブルースト　新潮社
現代政治家列伝　山田欽一　同和春秋社
全国主要大学入試問題正解　井上縫三郎　要書房
中学社会科の完成　旺文社
ブラウス集　社会科研究会　文祥堂
中山晋平童謡名曲集　中原淳一編　ひまわり社
世界人物事典　全音編集部編　全音楽譜出版社
日本の村　毎日新聞社編
いろは交友録　宮本常一　筑摩書房
徳川夢声　マス書房

おわび

また発行が十日ばかり遅れましたこれにはいろいろの事情がありますが、度々発行が遅れることは係としてまことに申わけなく深くおわびいたします。（係より）